

○ 定款附属書漁業生産組合役員選任規程例

〔最終改正…令和六年四月一日5水漁第1581号〕

(候補者の欠格事由)

第一条 次に掲げる者は、役員候補者としてできない。

一 未成年者

二 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三 水産業協同組合法に定める罪により刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過していない者

四 前号に掲げる者以外の者であつて、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者は、この限りでない。

五 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(備考) 第五号に規定する者を欠格事由としない組合にあつては、同号を規定しないこととすることができる。

(選任期日)

第二条 役員任期の満了による選任は、当該役員任期が満了する日の通常総会においてこれを行う。

2 第十三条の規定による再選任及び第十四条の規定による補欠選任は、その事由が生じた日から三十日以内に、これを行う。

(選任の方法)

第三条 役員は、総会の決議によつて選任する。

2 組合長は、役員を選任を行う総会の招集通知には、選任する理事又は監事の数を示さなければならない。

(備考) 監事を置かない組合にあつては、第二項中「又は監事」を削除すること。

(選任議案)

第四条 役員を選任に関する議案は、組合長がこれを総会に提出する。

2 組合長は、役員を選任に関する議案を総会に提出するには、別表で定める区域ごとに、その区域内に住所を有するこの組合の組合員で、

その区域内に住所を有するこの組合の組合員を代表するものとして選ばれた者をもつて構成する推薦会議において推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

3 推薦会議は、前項の規定により役員候補者を推薦しようとするときは、本人の承諾を得ておかなければならない。

4 推薦会議は、第二項の規定により推薦する者を決定したときは、その推薦する者の住所、氏名、理事又は監事の別を直ちに組合長に報告しなければならない。

5 組合長は、前項の規定により報告のあつた者の住所、氏名、理事又は監事の別を総会の日の一週間前までに、組合員に対して通知しなければならない。

(備考) 監事を置かない組合にあつては、第四項及び第五項中「、理事又は監事の別」を削除すること。

(投票)

第五条 第三条第一項の決議は、無記名投票によつてこれを行う。

2 選任の決議は、候補者を区分して行つてはならない。

3 第一項の投票は、所定の投票用紙に賛否を記入し、これを投票箱に投入して行わなければならない。

4 組合員は、選任を行う総会の当日組合員名簿の記載等によりその資格を明らかにした上、投票用紙の交付を受けるものとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第六条 組合員は、書面又は代理人をもつて役員選任の議決権を行使することができる。

2 代理人が代理しうる組合員の数は、四人までとする。

(備考) 組合員が七人未満の組合にあつては、第二項の代理人が代理しうる組合員の数を、組合員の半数以下とすること。

(投票用紙等の交付)

第七条 組合は、役員を選任を行う総会の招集の通知に際して、組合員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び組合員が書面による議決権を行使するための投票用封筒及び投票用紙を交付しなければならない。

(書面による投票)

第八条 前条の規定により投票用封筒及び投票用紙の交付を受けた組合員が、書面による議決権を行使しようとする場合は、投票用紙に賛否を記入し、投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名し、定款第四十二条第二項に規定する書面の提出期限までにこの組合に提出しなければならない。

(代理人による投票)

第九条 組合員が代理人をもって選任の議決権を行使しようとするときは、その組合員と同じ世帯に属する成年者、その組合員の使用人又は他の組合員を代理人として代理権を証する書面を持参せしめなければならない。

2 代理人は、選任を行う総会の当日代理権を証する書面を提示してその資格を明らかにしなければ投票用紙の交付を受けることができない。

(開票)

第十条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ、総会において選任した立会人四人立会いの上投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 役員の候補者となっている者は、前項の立会人となることができな

い。
(備考) 組合員が七人未満の組合にあつては、第一項中「四人」を「一人以上」に改めること。

(無効投票)

第十一条 次に掲げる投票は、無効投票とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 賛否を確認し難いもの

三 書面をもって投票を行う場合、定款第四十二条第二項に規定する書面の提出期限までにこの組合に提出されなかったもの

(就任)

第十二条 役員の選任に関する議案が総会において可決されたときは、組合長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)

の住所、氏名、理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があつたとき、役員に就任するものとする。

(備考)

① 監事を置かない組合にあつては、第一項中「理事又は監事の別」を削除すること。

② この規程に基づいてする公告について、定款に規定する方法と異なる方法によりする組合にあつては、第一項中「公告」を「公告(この規程に基づいてする公告は、この組合の掲示場に掲示してするものとする。)」とするなど適宜記載すること。

(再選任)

第十三条 選任後九十日以内に被選任者が第一条各号の一に該当するごととなり又は死亡したときは、その不足の員数につき、再選任しなければならない。

(補欠選任)

第十四条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の三分の一未満であるとき若しくは監事の定数の三分の二未満であるとき又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前三月以内であるときは、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

(備考) 監事を置かない組合にあつては、本条中「若しくは監事の定数の三分の二未満であるとき」を削除すること。